

法曹養成制度改革顧問会議

第1回会議 議事録

第1 日 時 平成25年9月24日（火）自 午前10時00分
至 午前11時57分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会・法務大臣挨拶
- 2 顧問の紹介
- 3 会議の運営等について
- 4 法曹の養成に関するこれまでの検討経過について
- 5 平成25年度司法試験の結果について
- 6 法曹養成制度全体について（意見交換）
- 7 司法修習について（報告）
- 8 今後の予定について
- 9 次回の予定、閉会

第4 出席者

谷垣法務大臣

顧 問 納谷座長、阿部顧問、有田顧問、宮崎顧問、山根顧問、吉戒顧問

発言者 最高裁判所事務総局小林審議官

法曹養成制度改革推進室 大場室長、松本副室長

○大場室長 それでは、予定の時刻となりましたので、「法曹養成制度改革顧問会議」の第1回会議を始めたいと思います。

まず、初めに、開会に当たりまして、法曹養成制度改革推進会議の副議長である法務大臣から、御挨拶をお願いいたします。

○谷垣法務大臣 おはようございます。今日は、顧問の先生方、お忙しい中、このようにお集まりをいただきまして、心から御礼を申し上げます。

法曹養成制度改革推進会議、私は副議長という立場でございますが、この顧問会議、第1回会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

我が国の法曹養成制度につきましては、平成13年の司法制度改革審議会意見書に基づきまして大きな改革が行われたわけでございます。この改革審議会意見書は、質、量共に豊かな法曹を養成するために新しい法曹養成制度の導入が不可欠であるとされたわけでございます。

こういう理念に基づいて新しい制度が導入されたわけでございますが、この中で、これまでに多くの有為な人材を生み出してきたことも事実でございます。しかし、他方で、新しい法曹養成制度につきましては、法科大学院ごとの司法試験合格率のばらつきであるとか、法曹志願者が減少してしまう、こういった司法制度改革当初の想定とは必ずしもそのとおりに機能していない面があるということも事実でございます、種々な問題の御指摘が今まであったところでございます。

そういう御指摘を踏まえまして、政府においては、去年8月から内閣に設置されました法曹養成制度関係閣僚会議及びその下に置かれました法曹養成制度検討会議におきまして、法曹養成に関する制度全体の検討を進めてまいりました。そして、今年の7月には、法曹養成制度関係閣僚会議決定が行われましたが、引き続き検討を要する問題も多々残されているわけでございます。そういった課題を総合的に検討いたしまして、早急に結論を得ていくために、この度閣議決定によりまして法曹養成制度改革推進会議を開催することとされまして、その下に法曹養成制度改革推進室を設置いたしました。今後は、この推進室で顧問会議の皆様にご意見を頂きながら、一体的に検討を進めていくということになるわけでございます。

顧問の先生方には、様々な角度から有意義な御議論を頂きまして、多くの有為な人材が法曹を目指すことのできるような、よりよい法曹養成制度を構築することに向けまして御意見を頂けますよう、心からお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大場室長 ここで法務大臣は退席されます。

○谷垣法務大臣 よろしくお願い申し上げます。

(谷垣法務大臣退室)

○大場室長 それでは、最初に、顧問の先生方の紹介からさせていただきたいと思っております。

私でありますけれども、この度内閣官房に設けられました法曹養成制度改革推進室の室

長を9月17日付で命ぜられた大場と申します。よろしくお願ひいたします。

この会議の進行につきましては、私が務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。

最初に、座長をお務めいただくことになりました大学基準協会会長・前明治大学学長の納谷廣美座長を御紹介いたします。

○納谷座長 納谷でございます。どうぞよろしくお願ひします。

2004年から2008年まで明治大学の学長を2期やっています、その前に法科大学院の立ち上げに関係して法学部長として4年間関わっていました。司法研修所の期でいえば20期なのですけれども、試験の方は17期でして、法の担い手の問題にも関心をもって過ごしてきました。専門は、そういう意味では司法制度論にも及んでいますが、民事訴訟が中心でございます。よろしくお願ひいたします。

○大場室長 では、次に、顧問の皆様を御紹介いたします。詳しい自己紹介は後ほどお願ひしたいと思っておりますので、簡単に御挨拶いただければと思います。

最初に、一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部長の阿部泰久顧問です。

○阿部顧問 阿部でございます。よろしくお願ひします。

○大場室長 次に、弁護士で、元福岡高等検察庁検事長の有田知徳顧問です。

○有田顧問 有田です。どうぞよろしくお願ひします。

○大場室長 次に、弁護士で、元日本弁護士連合会会長の宮崎誠顧問です。

○宮崎顧問 宮崎です。よろしくお願ひします。

○大場室長 次に、主婦連合会会長の山根香織顧問です。

○山根顧問 山根でございます。よろしくお願ひします。

○大場室長 次に、弁護士で、前東京高等裁判所長官の吉戒修一顧問です。

○吉戒顧問 吉戒でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大場室長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

まず、初めに、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

○松本副室長 本日の皆様のお手元にお配りしております資料は、こちらの資料目録記載のとおり、12点でございます。

資料ごとにインデックスを記載しておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、皆様の席上には、この分厚い青色のファイルを置いてございます。こちらは、法曹養成制度に関する各種参考資料をつづったものでございますが、内容につきましては、後ほど御説明いたします。

このファイルは、今後の会議におきましても毎回席上に置いておきまして、データの変更等がありました場合には、随時更新をまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○大場室長 次に、本会議の設置根拠や位置付けなどについて、推進室から御説明いたし

ます。

○松本副室長 それでは、御説明申し上げます。

まず、本会議は、法曹養成制度改革推進会議の下に置かれておりますので、推進会議のことから御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。こちらが推進会議の開催を決めた閣議決定でございます。

この閣議決定の1にございますように、この推進会議は本年7月16日の法曹養成制度関係閣僚会議決定を踏まえまして、法曹養成制度改革を総合的かつ強力に実行するために開催することとされたものでございます。

続いて、資料3及び4がその閣僚会議決定の内容でございます。

まず、資料3を御覧いただきますと、政府におきまして、今後構すべき措置の内容と、そのタイムスケジュールにつきまして示しております。

左から2番目の担当の欄にそれぞれのテーマを担当する省庁等が記載されておりますが、閣僚会議と記載がある部分、黒色で表示されているところがこの推進会議の下で検討すべき事項とされております。

さらに、グレーで表示されておりますのは、既に方針が決まっております、各省庁が実施すべきこととされている施策でございますが、推進会議におきましては、これをフォローアップすることとなっております。

資料2に戻っていただきまして、閣議決定の3に、法曹養成制度改革の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について検討し、意見を求めるため、推進会議の下に、法曹養成制度改革顧問会議を開催するとされておきまして、これに基づいて本顧問会議が開催されることとなっております。

本会議の位置付けにつきましては、資料5に基づいて御説明申し上げます。ポンチ絵でございますが、この上段に法曹養成制度改革推進会議と記載がございますが、この下では内閣官房に法曹養成制度改革推進室を置きまして、ここに法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会からの出向者が集まって、一体的に具体的な課題の検討、企画立案を行うこととされております。

中段右に記載がございますが、この顧問会議におきましては、推進室から検討状況を御報告し、これについて顧問の方々に意見交換をしていただき、推進室長に対して御意見を述べていただくという位置付けとなっております。推進室におきましては、その御意見を踏まえつつ検討を更に進め、最終的には各課題についての結論を親会となります推進会議に報告し、その了承を得ることとなっております。

次に、資料6と7、こちらは推進会議の議長決定でございますが、この顧問会議の構成員とか運営要領を定めたものでございます。まず、資料7の運営要領の4項では、会議の公開につきまして、「会議は、報道機関に公開する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。」と定められております。これに従いまして、本日の開始から別室のモニターを通じて報道機関に公開されております。

また、この5項にございますとおり、会議資料及び議事録は原則としてウェブサイトによりまして公表することとされております。

説明は以上でございます。

○大場室長 ありがとうございます。

それでは、次に座長代理の指名をお願いしたいと思います。資料7の運営要領第3項におきまして、「座長は、座長代理を指名する。」となっております。これに従いまして、納谷座長から座長代理の指名をお願いしたいと思います。

○納谷座長 経験豊かでいろんな知識をお持ちの宮崎顧問に、できればお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(一同了承)

○大場室長 ありがとうございます。

それでは、座長代理は宮崎顧問ということをお願いしたいと思います。

次の議事に入ります。まずは推進室から、法曹養成制度に関するこれまでの経緯や現状について説明させていただきたいと思います。

○松本副室長 それでは、これまでの経緯、現状について御説明申し上げます。若干長くなりますが、お許してください。

席上の青いファイルの資料に基づきまして御説明申し上げます。

見開きのところでは、最初の1、新しい法曹養成制度の導入経緯と現状には、司法制度改革から最近までの経緯を示す様々な意見書や提言などをつづっております。

2の法曹人口につきましては、法曹人口に関する各種データなどの資料をつづっております。

3の法科大学院におきましては、法科大学院制度に関する資料とか、各法科大学院に関する各種データあるいは中央教育審議会におきます議論の状況の資料などをつづっております。

4の司法試験・司法修習には、毎年の司法試験に関するデータや司法修習に関する資料をつづっております。

5の法曹有資格者の活動領域につきましては、企業とか国家公務員、地方自治体などにおきます法曹有資格者の活動領域に関するデータ等をつづっております。

6の過去の検討結果におきましては、これまでの政府における検討結果の取りまとめなどをつづっております。

それぞれにインデックスで1から6まで付けているところでございます。

まず、司法制度改革により導入されました新しい法曹養成制度につきまして、平成13年6月に内閣に提出されました司法制度改革審議会の最終意見書を基に御説明申し上げます。

1番目のインデックスの下に通し番号を振っておりますが、62ページを御覧ください。これは司法制度改革推進会議意見書の中の法曹人口に関する部分でございます。このペー

ジの下から2段落目、「しかし」から始まるところでございますが、今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想されるとし、その上で法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であるといったしまして、63ページの2段落目の真ん中あたりでございますが、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況などを見定めながら、結論といったしまして、平成22年ごろには新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべきであるとされております。

また、法曹養成制度につきましては、66ページを御覧ください。現行の司法試験につきまして、受験競争が非常に厳しく、受験技術優先の傾向が顕著となってきたこととか、大幅な合格者数増は、その質を維持しつつ図ることは大きな困難を伴うことなどの問題点を指摘した上で、67ページの2段落目からの部分でございますが、これらの問題を克服し、司法が期待される役割を果たすための人的基盤を確立するためには、司法試験という点のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度を新たに整備し、その中核をなすものとして法科大学院を求めることが必要であるとされております。

このような審議会の意見を踏まえまして、平成14年3月には、司法制度改革推進計画が閣議決定されております。通し番号の119ページを御覧ください。こちらがその閣議決定でございます。この閣議決定におきまして、司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指すという目標の設定や、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の整備などについて示されたものでございます。

そして、この閣議決定に従いまして、関係法令等が整備されまして、平成16年4月から法科大学院制度が開始されました。そして、最初の法科大学院修了生が受験する新司法試験と、その合格者を対象といたしました新司法修習が平成18年から開始されております。

通し番号の139ページの資料が、この新しい法曹養成制度の流れを図で示したものでございます。このように新たな法曹養成制度が始まったわけでございますが、制度開始後、司法試験合格率の低迷あるいは法科大学院ごとの司法試験合格率のばらつき、法曹志願者の減少など、様々な問題が指摘されてまいりました。

通し番号141ページを御覧ください。こちらには、新しい法曹養成制度開始後の司法試験合格者数の推移を示したものでございますが、3,000人の目標とされました平成22年以降につきましても合格者数は2,000人から2,100人程度で推移しておりまして、合格率は25%前後という状況でございます。

なお、法科大学院別の司法試験合格状況につきましては、インデックスの4の中の「司法試験について」の中に詳しい資料がございます。今年の司法試験結果につきましては、後ほど別途御報告いたします。

また、法曹志願者の減少も指摘されているところでございますが、これもインデックス

3の分類の法科大学院についての中での177ページを御覧ください。こちらに法科大学院の志願者数の推移が示されております。初年度の平成16年度につきましては、志願者数が7万人以上、2年目以降も4万人以上でございましたが、平成20年以降、年々減少しておりまして、本年度は1万4,000人弱となっているところでございます。

このような状況に対しまして、この間、各方面からさまざまな意見が表明されてきております。またインデックスの1番目の分類に戻っていただきまして、右肩上に資料の番号をつけておりますが、資料の14から22まで、あるいは24から26までにこれまでの様々な意見などをつづっておるところでございます。

見にくくて申し訳ありませんが、右上の資料の29以降にありますように、日本弁護士連合会からは、各種の提言がこの点について出されておるところでございます。

また、通し番号の329ページを御覧ください。こちらは、平成24年3月に日弁連から出された提言でございます。この提言によりますと、弁護士人口の増員ペースが急激でありすぎ、新人弁護士の就職難などによるOJT不足から、実務経験能力が不足した弁護士が社会に増えていくことへの懸念や、法曹志願者の減少などを引き起こしていることなどといったしまして、状況に応じて増加率を緩めるべきであるというような提言がまとめられて、結果といたしまして、司法試験合格者数をまず1,500人までに減員すべきであるなどとされているところでございます。

政府におきましては、このような指摘を踏まえまして、法曹養成に関する各種課題につきまして検討を進めて参ったところでございます。平成22年から、法務省と文部科学省が共同で開催いたしました法曹養成制度に関する検討ワーキングチームというものや、平成23年から関係6省で共同開催いたしました法曹養成に関するフォーラムでの検討状況は、インデックスの6の過去の検討結果についての中につづっておるところでございます。後ほど御覧いただければと思います。

さらに、昨年8月からは、閣議決定に基づき、内閣に設置されました、これも先ほど御説明申し上げました法曹養成制度関係閣僚会議及びその下に置かれました法曹養成制度検討会議におきまして、法曹養成制度全般についての検討を進めて参ったところでございます。本年6月には検討会議の取りまとめがなされまして、7月には、その閣僚会議決定がなされたところでございます。この取りまとめの閣僚会議決定等につきましては、後ほど御説明申し上げます。

一方、法科大学院教育の改善につきましては、文部科学省や中央教育審議会におきましても検討が進められているところでございます。インデックスの3番目の分類の中に、その関連資料がつづられているところでございますが、インデックス3の中の通し番号の301ページからの資料34、35につきましては、昨年7月に出されました中央教育審議会の法科大学院特別委員会での提言でございます。

まず、301ページの資料34を御覧ください。下段、黄色い部分にまとめられておりますように、法科大学院教育の成果の積極的な発信あるいは課題を抱える法科大学院を中

心とした入学定員の適正化、教育体制の見直しなどの取組の加速、法学未修者教育の充実、法科大学院の教育の質の改善などの促進についての提言がなされているところでございます。これを受けまして、文部科学省におかれましては、課題を抱える法科大学院に対する公的支援のさらなる見直しを行っているところでございます。

少し戻りますが、291ページの資料31を御覧ください。こちらには、深刻な課題を抱えます法科大学院について、自主的、自立的な組織見直しを更に促進する観点から、入学競争倍率、司法試験合格率、入学定員充足率という3つの指標を使って対象校を定めまして、公的支援の見直し、つまり、運営費交付金などの減額を行うということが示されております。これは来年度予算から適用されることとなっております。先日、新聞報道でもございましたように、来年度は18校が対象となっているところでございます。

近時、与党におきましても法曹養成制度に関する議論が行われているところでございます。またインデックス1に戻っていただきまして、417ページを御覧ください。こちらは、本年6月に出されました自民党司法制度調査会の中間提言でございます。概要を御紹介いたしますと、まず、法曹人口につきましては419ページの下から2段落目で、急激な法曹人口の増加による弊害なども踏まえた現実的な方向性を示すべきであるとされております。

420ページからの第3、司法試験改革につきましては、短答式試験の試験科目を憲法、民法、刑法の3法に限定すべきであるなどの提言のほか、いわゆる予備試験につきましては、421ページの真ん中より少し上あたりになります。法科大学院修了者と予備試験合格者の司法試験合格者割合が同程度になるようにすべきとの閣議決定を確実に遵守することを求めるとされているところでございます。

次に、この中間提言の第5の法科大学院に関する部分におきましては、プロセスとしての法曹養成制度は維持した上で、その内容や在り方の改善を行う方向性について提言されております。

さらに、司法修習につきましては、424ページを御覧ください。真ん中あたりでございますが、実務的に可能な限り、来年度からの前期修習の復活や、それと同様の導入的教育の開始を提言するとされているところでございます。

425ページの今後の体制の部分におきましては、これも真ん中の辺りでございますが、文部科学省、法務省に対し、この提言を踏まえて早急に必要な検討を行い、半年以内に司法制度調査会に報告することを求めており、最高裁判所にも、この提言を尊重し、同様の報告を期待することとされております。この提言が出されたのが、先ほど申し上げた本年6月ということでございますので、半年後ということ、本年12月ぐらいということ、我々は一応念頭に置いているところでございます。

441ページを御覧ください。こちらは本年6月に出されました自民党の法曹養成と法曹人口を考える国会議員の会の提言でございます。概要を申し上げますと、司法試験合格者数につきましては、法曹の質を担保する観点から、1,000人以下を目安にするとされ

ているほか、司法試験予備試験の拡充や司法試験の受験資格制限の見直し、法科大学院制度の見直し、司法試験と司法試験予備試験の試験科目の内容の見直し、司法研修所の教育の見直し、さらには給費制の復活などが提言されております。

429ページからは、公明党の法曹養成に関するプロジェクトチームの提言をつづっております。

この提言の中、434ページの今後の法曹人口の在り方につきましては、現状の年間2,000人程度でも司法修習修了直後の弁護士未登録者数の増大や、新人弁護士のOJTの困難化などの弊害が生じているという問題点を指摘いたしまして、当面の間、合格者数を現状より相当程度抑制し、弊害の解消と制度の安定を図るべきであるとされております。

さらに、435ページからの法科大学院につきましては、定員数の削減や統廃合の必要性などを指摘した上で、統廃合等の際には、地方法科大学院や夜間開校の法科大学院に配慮すべきであるなどとされております。

437ページの下の方から、司法試験予備試験についての指摘がございます。こちらでは、予備試験が本来の制度趣旨からかい離しつつあるという問題点を指摘した上で、438ページの冒頭で、予備試験を制度趣旨に沿ったものに改めるため、受験資格の制限や試験内容の見直しなどについて検討すべきであるとされております。さらに、司法修習につきましては、修習の実を上げるべく、修習の冒頭での導入的修習の実施の検討を含め、司法修習の期間、内容の検討をすることなどを求めているところでございます。

それでは、また視点を変えまして、法曹養成制度検討会議取りまとめと、法曹養成制度関係閣僚会議決定について御説明申し上げます。

インデックスの6の分類を御覧ください。通し番号の1ページ目が先ほど御説明申し上げました関係閣僚会議決定の概要をまとめたものでございますが、法曹養成制度検討会議の取りまとめを前提としておりますので、まず、この検討会議の取りまとめについて御説明申し上げます。

通し番号の7を御覧ください。これが検討会議の取りまとめ概要をまとめたものでございますが、一定の結論が示された事項とともに、新たな検討体制における検討を委ねた事項の両方が内容として盛り込まれているものでございます。新たな検討体制といいますが、この度の推進会議やこの顧問会議となるところでございます。

まず、第1の法曹有資格者の活動領域につきましては、様々な分野における法曹有資格者の有用性などが指摘されてきておりましたが、実際の活動領域を拡大していくためには、関係分野、具体的な企業等のそれぞれの分野における有識者による会議や分野別の分科会を設けるなどして、試行的な取組の実践を求めていくべきであるとされております。

第2の法曹人口につきましては、司法試験合格者数3,000人の目標は現実性を欠くとして撤回した上で、今後、あるべき法曹人口につきましては、新たな検討体制において、現状に基づく調査を実施することとされております。

第3の法曹養成制度につきましては、まず、大きな方針といたしまして、法科大学院を

中核とするプロセスとしての法曹養成制度自体を維持することを明確にしております。その上で、司法修習生に対する経済的支援に対しましては、貸与制を前提とした上での経済的支援と位置付けた上で、ここに記載されております三つの方策をできる限り、第67期、これは今年の11月末から修習を開始いたします、この修習生から実施することとされておるところでございます。

法科大学院につきましては、組織見直しを促進するための公的支援の見直しを強化すること、あるいは一定期間内に改善されない法科大学院に対する法的措置を設けること、法科大学院教育の質の保証の観点から、法科大学院全体で共通して行う共通到達度確認試験の導入が示され、新たな検討体制におきましては、法的措置の具体的制度設計とか共通到達度確認試験の制度設計をすべきこととされているところでございます。

司法試験につきましては、受験回数制限を5年、5回に緩和することとか、短答式試験の試験科目を憲法、民法、刑法に限定することが示されたほか、新たな検討体制におきまして、試験科目の更なる削減と、予備試験の在り方についての検討が求められているところでございます。

そして、司法修習につきましては、最高裁と新たな検討体制におきまして、それぞれ運用面、制度面の更なる充実のための方策を検討することとされております。この検討会議の取りまとめを受けまして、関係閣僚会議が決定いたしましたものが資料1、2の法曹養成制度改革の推進についてでございます。

1ページを御覧ください。繰り返しになりますが、1ページには、各検討項目につきまして、関係省庁とかが実施する時期を明示したものでございます。

これまでの件についての御説明は以上でございます。

○大場室長 ありがとうございます。

それでは、次に、先日合格発表が行われました本年の司法試験の結果につきまして、推進室から御報告させていただきたいと思っております。

○松本副室長 引き続き御説明申し上げます。これはお手元の配付資料に戻っていただきまして、資料8を御覧ください。右下に10ページと振っております。

この1の(1)にございますように、司法試験合格者数は2,049人で行いました。昨年と比較いたしますと、53人の減となっております。受験者数は7,653人で行いましたので、合格率は約26.77%となり、これは昨年より約1.71ポイント上がっているところでございます。

1の(6)の年齢別構成につきましては、平均が28.37歳、最高年齢57歳、最低年齢が20歳となっているところでございます。

(8)の合格者の受験回数を見ていただきますと、1回目の受験で合格した者が最も多く、合格者全体の半分以上となっているところでございます。

少し飛びますが、右下の通し番号の25ページには、今年の司法試験につきまして、法科大学院別の結果を合格者数順に並べたものでございます。ピンク色をつけておりますも

のが50名以上の合格者を出しているロースクールでございまして、法科大学院9校と予備試験の合格者となっているところでございます。これらの合計で1,241人、全体の約60%、正確に言いますと60.5%を占めているところでございます。これに対しまして、下段の緑色をつけておりますものが、合格者数が5名以下のロースクールでございまして、28校ございました。

続きまして、26ページ、今度は同じく法科大学院別の結果を合格率順に並べたものでございます。ピンク色で色づけしたものが全体の平均合格率でございまして、26.77%以上の合格率を上げている法科大学院でございまして、予備試験合格者と法科大学院14校となっているところでございます。

予備試験合格者の合格率が71.86%と最も高くなっております。法科大学院のうち4校が50%以上となっております。なお、ピンク色をつけました全体平均の26.77%以上の合格率を上げました14校と、予備試験合格者で合計1,372人、全体の合格者数の約66.96%を占めているところでございます。逆に、下段の合格率が全体平均の半分以下、つまり、全体平均が26.77%でございましたので、13.38%に満たない合格率だったロースクールにつきましては、下段に緑色で色をつけておりますが、これが33個ございました。このように、今年の司法試験におきましても、昨年までと同様、法科大学院ごとの合格率のばらつきが見られる結果となっております。

続きまして、予備試験合格者の比較で、司法試験を受験した者の年齢や職業などに関する資料が通し番号の30ページにございますので御覧ください。

その他合格者数とか、論文式試験結果、各得点別の人員調べとか法科大学院別の結果などの詳細につきましては、この資料につづっておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

以上でございます。

○大場室長 それでは、今の今年の司法試験の結果の御説明に関して、御質問等ありましたら頂戴したいと思います。

特段なければ、また後で法曹養成についての御感想なりお考えを頂戴するときにでも引用していただければと思っております。

それでは、ここから顧問の皆様方から、先ほど簡単に自己紹介していただきましたけれども、改めて自己紹介とともに、これまでの説明なども踏まえまして、法曹養成制度全般の課題についてお考えをお聞かせいただければと思っております。

それでは、「あいうえお」順ということで、阿部顧問からお願いできますか。

○阿部顧問 どうも改めまして、経団連の阿部でございます。

実は司法制度改革審議会を立ち上げて検討すべしとの意見書を経団連で出しましたのは15年前でございますが、そのときに担当だったことから、以後、ずっと司法制度改革に何らかの形で関与しております。

よく誤解されるのですけれども、法曹人口3,000人ということに対して、少なくと

も経団連から何か物を申していることはございません。経済界からは、例えば経済同友会さんあるいは経営法友会さんから法曹人口を増やせという提言があったかと思いますが、経団連から法曹人口を増やせということは一度も言っておりません。裁判官の数を増やせということは言っておりますけれども、法曹人口の具体的な数字はコミットしたことはございません。ただ、平成14年に司法制度改革推進計画が閣議決定されましたときには法曹人口の拡大の記載を含めた一体のものとして経団連は支持しておりますので、そういう意味ではコミットはしているかなと思います。

これからの議論であります。法曹人口の多寡の問題というと非常にわい小化されてしまうと思いますので、司法制度改革審議会の考えていた理想を現実と比べながら、何をどう残していけばいいかということを経験しなければいけないと思っております。

そういう意味では、司法試験合格者の数の問題はもちろんでありますが、やはり法科大学院の在り方をここで思い切って考え直さねばならないと思っております。実は私、当初、法科大学院ができましたときの議論にも参加しておりましたが、こんなに法科大学院を設立して大丈夫かという話は当初からありました。ただ、文部科学省としては、基準を満たしたものは認可しなければいけないので、あとは自然淘汰を待つという考え方だと思っておりますが、自然淘汰では済まなくなっているかなと思っております。

もう一つ、それと加えて司法試験の在り方も、今、御議論されておりますが、特に予備試験は、バイパスのはずがいつの間にか高速道路、エリートコースになってしまっております。このまま放置していくと、そもそものプロセスとしての法曹養成の考え方が崩れていくかなと思っております。当然、司法修習のあり方も問題だと思っております。

司法修習に関しては次の二つの観点からお話いたします。

一つは、今、司法修習については最高裁に非常に御尽力いただいているわけですが、そもそも法曹の入り口の司法修習でございますので、最高裁だけに責任を負わせるのはいかがなものかと。法曹界全体、即ち検察、弁護士会も含めまして取り組むべき課題ではないでしょうか。二つ目は、今の司法修習のままでは、修習後いきなり実務につくことは無理があるのではないかなと思っております。当初、法科大学院の中で、実務的な議論、講義も行う前提で司法修習ではなるべく短期間で必要最小限なものという仕組みだったと思っておりますが、これだけ合格者数のばらつきがある中で、修習生をいきなり実務の現場に行かせても、教育が十分できるのか疑問もあります。このあたりも是非御議論願えればと思っております。

以上でございます。

○納谷座長 どうぞ。

○有田顧問 有田でございます。

昭和49年に検事に任官しまして、一貫して捜査、公判を現場でやってまいりました。36年間そういうことをやりまして、平成22年に福岡高検で退職したといういきさつです。

法曹養成制度には関わったことは一度もございません。司法研修所の教官だとか、あるいは法総研、修習生の担当をしたことは一度もありませんが、これまで現場の一線で仕事をしておりまして、約18年間は若い人たちの指導をやってきて、決裁官として特に若い検事を見てまいりました。その結果、私なりに感じるどころもあるということでございます。

私たちは、旧制度で修習を受けたわけでありまして、今、新制度ということになっておりますが、これからいろいろ議論が出されるであろう問題点、果たしてどこに原因があるのかということのいろいろ自分自身で理解しながら検討していきたい。社会や国民が要望するようなシステムを築き上げていきたいと考えております。

私自身の現場での感覚を申し上げますと、私自身は、制度的なものは余りよく分かりませんが、臨床的な視点でこうあるべきではないかということをお願いしていきたいと思っております。

若い法曹の人たちを見てみますと、非常に素直でいいのですけれども、また、迅速に資料集めだとか判例集めは十分できるのですけれども、では、あなたはどのようにしてこの案件を処理したいと思うのかと聞きますと、なかなか自分の頭で考えて決断するということが欠けているような面が多々あるように感じております。

私自身は、現場で仕事をしてきたこともございまして、机の上の議論ではない、生身の人間を相手にするのが法律家の仕事である。実は、人間、悩みを持ったりいろんな問題がある人を丸ごと包み込んで話を聞き出し、その解決策を考えていくというのが法曹の在り方だろうと思っております。そういう意味で、そういった法曹を排出するためのシステムはどうあるべきなのかということでも議論に加わっていききたいと思っております。

今、話をいろいろお聞きしてみますと、阿部顧問のおっしゃった点に賛同する部分は多々でございます。ただ、一つ付け加えるとすれば、この問題の大きなもの、あるいは要になるであろうと思うのは、やはり法曹人口のあるべき姿ではないかという点を付け加えたいところでございます。

以上です。

○納谷座長　どうぞ。

○宮崎顧問　宮崎です。

私は、研修所の期で言うのは御批判があるかもしれませんが、昭和43年に研修所21期として修了しまして、大阪弁護士会に登録しています。平成20年から日弁連会長を務めました。当時は、裁判員裁判の導入が最大課題ではありましたが、一方、法曹養成、法曹人口の急拡大によるひずみが顕在化しつつあったところから、3,000人への拡大ペースを見直すように訴えるペースダウンの政策を掲げたところであります。

現在は、取調べの可視化をめぐる刑事の法制審議会の委員をしております。ただいま座長代理に指名されましたが、まずは大いに議論して、その上で座長をサポートして意見の集約にも努めたいと考えています。

さて、法制養成のひずみが国民の注目をこれだけ浴びている状況でありますし、この推進室や顧問会議が果たすべき役割は極めて重大だと思っておりますし、既に検討会議で取りまとめられた様々な課題につきましても、一定の方向が定められて推進室に下りてきているものから、これから検討しなさいというような課題まで濃淡はいろいろありますけれども、できるだけこの場で幅広く議論をしたいと思っておりますし、また、推進室の方から、顧問会議が飾り物的な議論に終始していると御批判を浴びないように、ここでの議論や意見交換を十分に行いたいと思っておりますし、また、そういう実りある議論をするためにも、必要な資料なども十分御提供いただきまして情報共有を図りつつ、共に議論させていただくということがとても重要だと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

さて、私は顧問会議あるいは推進室の最大の課題は、言うまでもなく、多くの若者が法学部、法科大学院から離れている現状をどうして改善するか、どのような施策を速やかにとることが必要かという点にあるのだろうと考えています。

あらゆる領域で志の高い優秀な法曹が活躍するということが社会の要請でもありますし、国家の政策としても司法の人的基盤の充実は極めて重要だと考えています。今、現状は、その基盤が揺らぎつつあるというのが私の最大の危機意識であります。なぜ若者が法曹を目指さないのか。

私は第一に、受かっても活躍できる場が少ない、就職もままならない、こういうことがあります。

第二に、それなのに修習修了までお金と時間がかかり過ぎる。

第三に、法科大学院が乱立し、卒業しても司法試験に受からない。

こういう三つの要因がある。そして、これらの要因をできるだけ速やかに取り除くということが必要だと考えています。

施策の一つは、先ほどからも出ておりますように、司法試験合格者数の削減ではないかと考えております。現在のひずみの最大の要因は、司法試験を通過して研修所を修了しても就職すらできず、オンザジョブトレーニングの機会すら与えられないという点にあると思います。

平成25年7月の関係閣僚会議で3,000人の閣議決定は現実的ではないとした上で、法曹人口については、ニーズの内容や制度的な整備状況を踏まえて調査を行うというようにされています。調査を行うことは必要でありますし、慎重な調査が行われるべきだと思いますが、一方、その調査結果を待って、更にそれから検討するということでは、現在、危機的状況にある法曹離れが進行していく。その間、法科大学院や養成制度の危機的状況は深刻化するだけだと思っております。

私は、危機的状況にある法曹離れを一刻でも早く食い止めるためには、まずもって合格者数を大幅に減少させるため、顧問会議で緊急の提言や協議が行われるべきではないかと考えておるところであります。顧問の皆さんの御理解が得られれば幸いだと考えております。

さらに、有為な人材を集めるという意味では、先ほど述べた2番目の課題、お金と時間の問題も克服しなければならないと思っています。飛び級制度などの負担軽減とともに、司法修習生の経済的支援の問題は避けて通れないと考えています。日弁連は給費制の復活を求めています。私も元会長として、経済的負担を考えて法曹への道を諦めざるを得なかった多くの方々の現状などに心を痛めています。この点についてもきちっと議論をしていかなければならないと思っています。

ほかにも問題は多々ありますが、法科大学院制度については、現在、中央教育審議会でも議論されていますが、乱立している法科大学院の数の絞り込み、教育内容の質、適正配置などプロセスとしての法曹養成の中核としてふさわしいものとするための改革に大いに関心があるところです。文部科学省からも、中央教育審議会における議論をその都度御報告いただき、ここでも議論をさせていただきたいと考えています。

また、法科大学院から修習にかけての選抜については、適性試験から法科大学院での成績評価、二回試験、多数の試験、テストがあります。これらのデータは、それぞれがデータを保管するものが別々でありまして、有機的な利用が全くなされていないのが現状です。情報が関係者間で共有され、よりよい選抜の仕組み、あるいはよりよい教育の仕組みが可能となるように、しかもそれがデータに基づいて客観的な検討が可能となるように、関係機関での協議をお願いしたい。その客観的なデータに基づいて、予備試験改革や論文式試験の改革を議論すべきではないか、このように考えているところであります。

法曹として社会で幅広く活躍できるようにするためには、司法修習の充実も必要です。実務修習の修習開始時における導入修習は必須と考えているところであります。また、取りまとめで指摘されているように、司法修習生は何ができるのか、何をすべきかを明らかにして、司法修習生の地位を明確にしていく、この点についても議論をさせていただければと思っております。

初めに当たりまして、私の問題意識を申し上げます。よろしく申し上げます。

○納谷座長 どうぞ。

○山根顧問 主婦連合会会長の山根でございます。

私は、平成10年に主婦連合会に入会いたしまして、平成20年6月に第8代の会長に就任いたしました。主婦連合会は、台所の声を政治にということをもットーに、消費者の権利の確立などを目指して活動を続けております。司法制度改革の議論のときは、当時の会長が審議会のメンバーでございまして、そういったことから裁判員制度の導入、また法教育の充実等々に消費者団体としても積極的に関心を持って議論に加わってきたという経緯があります。

私は、全く法律の専門家ではございませんで素人ですけれども、私たちの活動を支えてくださり、共に運動も手伝っていただいている弁護士さん等も多くいまして、消費者問題の解決に力を尽くしてくださる頼もしい存在だと思って日々感謝をしているところです。そのような思いを大切に、市民、消費者の一人として、そういった視点から顧問会議の議

論に少しでも貢献できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

法曹養成制度についてですけれども、最近も新聞報道等でも多く取り上げておまして、とても社会の関心の高い問題だと実感しています。この顧問会議の開催に先立ちまして、法曹養成制度改革推進室の担当の方から検討の論点についても説明を受けまして、自分なりに現状の問題点について、今、感じているところがいろいろございますが、例えば一つ、法科大学院のことでは、修了者の司法試験最終合格率というのが低迷する一方で、先ほどからも説明がありましたけれども、予備試験合格者の合格率が約7割にも上ると聞いています。法科大学院の創設は多様な人材が法曹を目指すことができる、そのようになるということが期待されておりましたけれども、現状を鑑みますと、このままでは優秀な人材が法科大学院を敬遠するようになってしまうのではないかと懸念しております。

この会議で法曹出身の顧問の皆様といろいろと議論する機会を得ましたので、様々な意見交換をしていろいろと教えていただきたいと思いますと思っております。

また、法テラスについても興味がございます。創立当初は大変期待も話題も大きくてということがございましたけれども、現状としてはまだまだ知名度が低い、市民に十分活用されているとは言えないと思っております。是非法テラスが市民にとって身近な存在で、何かあったら駆け込めるといような場になるために、多くの法曹の方がこの分野でも活躍を広げていただければと思っております。

この活動領域の拡大については、別の有識者懇談会において検討がされると聞いておりますけれども、その結果も踏まえて、今、申し上げたような観点から、この顧問会議でも議論にかかわっていただければと思っております。

法律家になって人や社会を支えたい、社会をよくしたいという志の高い人、そういった人に道が広がること、それから頼りがいのある司法、法律家の方が市民のもっと身近にあって、問題の解決であるとか、様々な望ましい展開が図られるように、そうしたことを心から希望しているところです。是非よろしくお願いいたします。

○納谷座長 吉戒さん、どうぞ。

○吉戒顧問 吉戒でございます。

自己紹介を兼ねて3点ほど、所見を述べさせていただきたいと思えます。

私は、司法修習の期は25期でございまして、昭和48年に判事補に任官して、主に民事裁判を担当して参りました。また、法務省の民事局や人権擁護局に出向いたしまして、商法の改正なども担当したこともございます。今年の7月に東京高裁長官を定年退官して、先日、弁護士になったばかりでございます。

法曹の養成についてでございますけれども、これまで関与したことで言いますと、民法や商法の司法試験委員を務めたことがございます。また、裁判所で司法修習生の実務修習と、新任判事補の研さんに関与したことがございます。

今、改めて法曹養成制度について考えてみますと、やはりほかの顧問もおっしゃいましたように、法曹人口の問題に思いをいたさなければいけないだろうと思っております。こ

の検討体制で行うべきことは閣僚会議の決定で決まっておりますが、これを見ますと、法曹人口につきましては、必要な調査を行って、その結果を公表することになっているわけでございます。先ほど来から説明がございましたように、法曹人口については司法試験の合格者数について、平成22年度までに3,000人程度を目指すという目標があったわけでございますが、結果的に見ますと、需要と供給のミスマッチが生じております。私としては、この目標は少し多すぎたものと考えております。いろんな要素を考えながら、段階的に増加することが適当だったのではないかという思いがあります。

いずれにいたしましても、法曹人口について考えるに当たりましては、やはりしっかりとした実証的なバックデータとなるような調査を是非していただきたいと思っております。その観点から、推進室にはどこまでそれが可能かよく検討してもらいたいと思っております。

2点目ですが、法曹養成課程について見ますと、私は裁判官だったときに裁判所の書記官研修所、今は裁判所職員総合研修所といいますけれども、そこの教官をしていたことがございます。裁判所の書記官になる人を教育した経験があるわけですけれども、その経験からいたしますと、基礎的で、かつ実務的な教育をしっかりと行うことは非常に大事なことだと思うわけでございます。したがって、法曹になる人を教育する法科大学院の教育がより充実するような制度になることを心から期待しております。

法科大学院教育につきまして既に様々な課題が指摘されておりますが、期待されたような成果が上がっていないのは現実でございます。司法制度改革の理念は幅広い視野を持った多様な人材の輩出だったと思っておりますけれども、その象徴ともいえる未修者の合格率が低過ぎます。その原因は何か。そして、その改善策はあるのだろうかと思っております。文部科学省も様々な政策を実施するとされておりますが、是非効果的な政策を打てるように推進室と連携しながら工夫を重ねていただきたいと思っております。

最後に、司法修習についてでございます。これは現在、最高裁に司法修習委員会という最高裁規則に基づく機関がございますが、そこで議論されていると聞いております。そこで、現在の司法修習の在り方について、実務庁である、裁判所、検察庁、各弁護士会へのアンケートが実施されたと聞いております。

私自身もそういうような実証的なデータはどういう結果になっているかということにつきまして大に関心がございます。今後、推進室も法曹養成制度全体のプロセスを念頭に置いて、最高裁とも連携しながら、導入的教育ですとか選択型修習の充実などにつきまして、よりよい法曹養成制度を実現するために様々な検討をしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○納谷座長 ありがとうございます。

私もちょっと言わせていただいてもよろしいでしょうか。私の経歴は先ほど言ったようなところです。弁護士としてやりながら、明治大学の法学部教員として学生たちを指導してきて40年余。こういう経歴も一方ではあります。そういうことで、法曹養成については教育現場の方からきちんとする必要があるのではないかとはずっと思っていました。発言

する機会があればお話しさせていただきたいと思って参加させていただきました。

皆さん、お手元にペーパーを御用意して、それぞれの組織からある程度意見の集約を受けながら発言されているところもあると思いますが、この顧問会議は飽くまで検討会議で決まったことを推進するためのものであります。検討がまだ残っているところはいろんな機関でそれぞれ検討しなければならないわけですし、出てくる結果を受けて更に決めていかなければならないことはあることは確かですが、全てのことをここで検討することで逆戻りすることはできないと私は思います。

一応私たちの役割は、推進会議の方できちんと事が進むようにするための整理をして、ある意味では決断をしていくところにある。交通整理というのでしょうか、それが我々の役割だということをお互いにまず理解した上で、それぞれの分野で経験したところを発言していただきながら決めていただけたらと思っています。議事進行に御協力していただければ非常に助かります。

私は、従来の議論を見ていて少々足りなかったのかなと思うところを一言だけ述べさせていただきます。ペーパーも一応用意はしてありますけれども、離れて今日はいろいろ皆さんの御意見を聞いて考えたところもありましたので、お話しさせていただきます。

プロセスとしての法曹養成。この観点をもう一度思い出していただきたいということと、プロセスとしての法曹養成は法科大学院だけの問題ではありません。司法試験、司法修習、実務修習といいますか、その終わった後も。それぞれの分野に入った後の修習のことも全部踏まえて、どういう具合に法曹を養成するかということが大切ではないか。この原点を忘れないで議論していく必要があるのではないか。常に、この原点に戻っていく必要があるのではないか。

もう一つは、法曹養成の在り方については「点」という司法試験の結果だけで我々は苦勞してきたことですので、こういうことで逆戻りはできないと、すべきではないと思っています。

私が司法試験を受けたのはずっと昔ですけれども、500人ぐらい合格して1万ちょっとぐらいの受験生がいた頃で、ずっと司法試験の改革は議論されていた時期でした。

法曹養成をするときに、知識というのでしょうか、理論だけではなくて、理論と実務を架橋するのだ。これをきちっともう一回やり直さなければいけないのだということの原点も忘れないようにしていただきたいと思います。2004年にスタートするときに、既に法科大学院の方は随分燃え上がってどんどん進みましたけれども、御存じのように、司法試験だとか、実務修習としての司法修習の方は議論が薄かったことも事実だと思います。

ある種の見切り発車が今日のいろんな問題を引き起こしているのかもしれませんが、そういう中に法曹人口問題とかその他いろんなものが出てきたことは事実ですけれども、我々は法曹を目指す若者のことを考えたら、この際、しっかりと夢があるような法曹養成プロセスになっているのだということ発信する場にしてもらいたい。このように私自身は考えておまして、それぞれの立場を超えて、一つまとめていただいて推進できるよう

に、できるだけスピードを上げてやっていきたいと思っている。1年、2年という単位ではもう待ってられないかもしれないぐらいの危機感がありますので、決められるところはどんどん決めて、是非そちらの作業は進めてもらいたいということを提言していくような顧問会議になればと思っていますので、今後とも御協力いただければと思っています。

時間的な制約もありますけれども、一回り聞いて、これだけは足しておきたいということがありましたら、どうぞ。

○阿部顧問 議論というか、推進室にお願いですが、こういう資料がないか。

一つは、現状、司法試験合格者は2,000人程度で推移しておりますが、なぜ2,000人なのか、法曹として活動すべく必要な能力を満たしているという何らかの基準があって、それを試験の結果に鑑みて数値化すれば大体このぐらいの合格者が出るという結果だとは思いますが、それが毎年2,000人程度で推移しているのはなぜなのか。あるいは何かの形で最終的な行き先を考慮しながら2,000人ぐらいというような目安が置かれているのか。新試験創設以来、今までの経緯を見ますと、何となく2,000人でおさまっているような感じなのですが、なぜ現状2,000人なのか、余り具体的なお話を聞いたことがないように思いますので、是非次回以降でもいいですからお願いしたいということ。

二つ目は、難しいのでどうしようかなと思っていたのですが、法科大学院を修了して5年たって資格を得られなかった人たちは一体今どうしておられるのか。何らかの形で法律を武器にして活躍しておられるのか、あるいは全く社会の谷間に落ち込んでいるのか。統計は無理だと思いますので、それぞれの法科大学院等で何か実例等をお調べであればこの場で議論に生かせればと思います。決して数字を出せとは言いませんので、一体みんなどうしているのだろうなという素朴な疑問でございます。

○松本副室長 ありがとうございます。

最初のなぜ2,000人なのかの説明は次回させていただきたいと思います。大きな枠組みとしまして、司法試験の資格試験という位置付けは、これまでも、あるいは検討会議の結果を踏まえても変わっておりません。そういう位置付けでございますので、基本的には司法試験委員会におかれて資格試験という位置付けで合格者を判定しているということになるかと思いますが、さらなる説明と検討させていただきたいと思います。

さらに、ロースクールの卒業をして法曹資格を得られなかった人たちのデータにつきましても、文部科学省と協議をさせていただいて対応させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○納谷座長 よろしいですか。何か御希望なり、こういうところを足しておかないと、というところがありましたら遠慮なく。

どうぞ。

○吉戒顧問 資料8で、今年の司法試験の非常に詳細な分析がされておまして、これは

よく理解できるのですけれども、もう一点、もしできることなら、例えば上位校と下位校ははっきり分かれるわけですね。上位校の合格者の合格状況の分布、これが有意に上の方に振れているのか、あるいは下の方になってもあるのかとかです。それから、予備試験が120名合格していますけれども、これも合格の点数の分布がどのようなことになっているのか。もしこれが分かるのならば、学校間の格差というのははっきり分かるのではないかと思います。

○松本副室長 その点もまた出させていただきます。

○納谷座長 検討していただいた方がよろしいかと思います。予備試験についても、予備試験に行くために志願者もたくさんおりますね。結果、予備試験に合格した後、その人たちの司法試験を受けて合格した率が70何パーセントということですね。元の母数からいったら1万何千人という人が今ではいるのではないかと思います。そういう数字の動きも踏まえておかないと間違った情報を提供することにもなるかもしれません。そういうことで、また昔に戻ったのではいけないわけで、そこら辺のことをもう少し我々は客観的なデータとして踏まえておいた上でどうするかを考えていかれた方がよろしいのではないかと私も思います。そちらの資料も是非用意していただければと思います。

どうぞ。

○有田顧問 平成22年の司法試験合格者は3,000名にするという目標が立てられたということで、そのときに法曹人口はどうあるべきだったのか、どういう予測をされたのか。そのときの予測のファクターになったものは一体何なのかということも、当時の関係の資料がもしございましたら、それが今とどうかい離しているのかということも合わせて勉強したいと思いますので、その辺のところをできればお願いしたいと思います。

○松本副室長 分かりました。その点も含めて準備させてください。

○納谷座長 職域の問題とかいろいろなことが意見書には出ていまして、いろいろなことがあったと思います。例えば日弁連の中でも議論があったことも承知しています。この3,000名をめぐっての議論はあったことは事実ですので、多分資料をお集めいただけるのではないかと思います。その上で更に検討したいと思います。

どうぞ。

○宮崎顧問 今、座長が、この2年間で議論するにしても、やはりその間、待てない、危機的な状況も踏まえて早期に決められることは決め、提言などそういう形でしたいとおっしゃいましたけれども、私も私の発言の中では申し上げましたけれども、司法試験合格者の数、毎年就職できない者が数百名出てきている。毎年、法学部の志願者がどんどん減っている。こういう現状を踏まえて、この会議で取りまとめができて調査結果が出るまで早期に提言ができれば有り難いと思っています。

3,000人を決めた根拠は何かということですが、どうも日弁連会内でも、ざっくり言えば余り根拠がなかったのではないかと、こんなことを言っているのかどうかよく分かりませんが、フランス並みの法曹人口だと、それを早期に達成しようということ

あったとは思いますが、フランスと日本と隣接土業の数も違えば、ニーズとかそういう点も正確に比較したかということについても、やや疑問があるのではないかと。法曹人口を当時一定数増やさなければならないということはあるとしましても、そういうことではなかったかと言われています。私が一方的に断定していかどうか分かりませんので、是非とも推進室の方で客観的なデータを出していただければと思っております。

ともかく早期に提言できるものは早期に提言する、スピーディに改革を進めるという方針でよろしくお願ひしたいと考えています。

○納谷座長 よろしいでしょうか。

○大場室長 ありがとうございます。それぞれの顧問の先生方からいろんな御意見を頂戴いたしまして、私たちのこの会議あるいは推進室の検討の進め方についての一つの指針を頂戴したのかなと思っております。

それでは、時間の関係もありますので、先に進めさせていただきたいと思います。司法修習につきまして、最高裁から御説明がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最高裁判所の小林審議官から御説明を頂戴します。

○小林審議官 それでは、9月13日に開催されました第24回司法修習委員会の概要などにつきまして報告させていただきたいと思います。

まず、司法修習についてですが、これは最高裁判所に設置されております司法研修所が所管しております。また、このような司法研修所の実施する司法修習につきましては、外部有識者などの意見を反映させるべく、司法修習委員会規則に基づいて最高裁判所に司法修習委員会が置かれているところでございます。

司法研修所といたしましては、法曹養成制度検討会議における議論の中で、司法修習、とりわけ実務修習の在り方やその果たすべき機能が十全なものとなっているかにつきまして様々な意見が見られたことから、この司法修習がその指導理念に沿ったものとなっているかどうか、また、司法修習が本来果たすべき機能を果たしているかについて、強い問題意識を有しております。そして、司法修習の実情の把握に努め、問題があればその対応策を早急に検討する必要があると考えまして、司法修習委員会を補佐する修習委員会幹事会にお諮りして、幹事会の了解を得た上で実務家の幹事で構成されるワーキンググループを立ち上げた次第でございます。

このワーキンググループでは、これまで5回にわたり司法修習、とりわけ実務修習の実情の把握と、それに基づく実務的な観点からの議論を行ってまいりました。また、司法修習を担当します法曹三者において、実情把握のため、修習生が配属されている全国の各裁判所、各検察庁、各弁護士会及び指導担当弁護士にアンケート調査を実施し、このアンケート結果についても報告を受けました。

このアンケート結果は司法修習の実情を示す重要な資料として司法研修所が行った司法研修所教官からのヒアリングやカリキュラムの分析結果などと併せて議論の主要な資料とされてきたところでございます。このようなワーキンググループでの取組を踏まえまして、

第24回の司法修習委員会が9月13日に開催されまして、この委員会では法曹三者がそれぞれの立場から、アンケート結果などから見てとれる司法修習の現状と課題について報告をし、その内容について意見交換が行われました。

そこでは、アンケート結果などに基づいて、実務修習を行う上で支障となるほどに不足している司法修習生の実務修習開始時の知識、能力や、現在の実務修習により法曹として必要な技法等を修得させられているかなどといった点など、修習全体にわたりまして様々な問題点について意見交換が行われたところでございます。今後の予定としましては、今回の委員会において委員から出された様々な指摘や意見を踏まえまして、アンケート結果を更に分析して、引き続きワーキンググループにおいて導入段階の教育の在り方を含めて修習全体をどのように改善していくかについて更に検討を進め、次回の司法修習委員会に報告して議論していただくことを予定しております。なお、次回の司法修習委員会は今のところ11月1日の開催を予定しております。

私からの御報告は以上でございます。

○大場室長 ありがとうございます。

司法修習についての具体的な御議論は次回以降にお願いしたいと思いますけれども、ただいまの御説明に対しまして、何か分からなかったことなどありましたら、御質問をどうぞお願いします。

○有田顧問 アンケート結果を開示していただけるのでしょうか。

○小林審議官 次回以降、ここで御議論いただくことになると伺っておりますので、推進室の方と御相談の上で、適宜必要な資料を提出したいと思います。

○大場室長 どうぞ。

○阿部顧問 実務修習ですけれども、確証はないのですが、内容に随分ばらつきがあるのではないかという話を経験者から聞いたことがあるのです。そういう意味で、検察、裁判、弁護士のそれぞれの実務修習について、何か基準があつてこういうことをやるのだという公表できるものがあれば教えてください。

○小林審議官 基準につきましては、大きなところでは司法修習委員会でこれまで議論したところを取りまとめた要綱などが定められておりますが、また具体的なところは今後御報告したいと思います。

○松本副室長 最高裁からまた資料等を頂きまして御説明したいと思います。

○納谷座長 次回まで結構ですけれども、できるだけ方向性をつけてというか、もう既に検討会議で随分議論されている面も一部ありますし、ここでも今の修習では実際は難しいということの声は高まっていると思います。できるだけ早めに結論を出していけるように、方向をつけてということでしょうか、こんなところということを出していただいた方がよろしいのではないかと。

要するに、後ろの方、出口ということでしょうか、こちらも決めないと司法試験の在り方の問題とか、ましてや法曹養成の中核になっている法科大学院をどうするかというところ

の結論も定まらないと思います。そういうことで、できるだけ早めに御意見なり、こういう状況だという実態を教えていただけたら有り難いなと思っておりますので、次回、よろしくをお願いします。

○**小林審議官** 座長がおっしゃられますとおり、スピーディにやらなければいけないというところは理解しております。法曹養成課程全体の、法科大学院からOJTに至るまでのどこにどういう問題があるのかということも含めまして、今、様々な形で実情の把握に努め、かつ、その課題の摘出に務めているというところがございます。

○**納谷座長** 大変難しい問題だということは承知してはいますけれども、ざっくばらんにここで話しする機会を得て方向付けをしていくことが必要な時期へ入ったかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**大場室長** どうぞ。

○**宮崎顧問** 最高裁の修習委員会で御議論していただくと思うのですが、それとこの顧問会議あるいは推進室の関係についてはどう理解していただけるのでしょうか。

○**松本副室長** その点は私から御説明申し上げます。

検討会議の取りまとめ、私の御説明でも司法修習の中で御指摘はされているのですが、主として制度的な面におきましては推進会議あるいは推進室の検討事項とされております。運用面での改善におきましては、最高裁におかれて検討するという立て付けになっております。ただ、事はそう簡単に明確に割り切れるものではございませんでして、制度面を検討するに当たりましては当然運用面の検討が必要ですし、運用面の検討に当たりましては、それは同じことが言えるところでございます。

そういう点におきまして、先ほど小林審議官からの御説明がありましたように、最高裁の司法修習委員会あるいはその下でのワーキンググループ、そういうところとの連携を図っているところでございます。ちなみに、私も司法修習委員会のワーキングチームのメンバーとして出席させていただいているところでございます。今後、引き続き連携を図っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○**納谷座長** よろしいでしょうか。

あと何か御質問があれば。では、次回、またお願ひすることによろしいですか。

○**大場室長** 小林審議官、どうもありがとうございました。

本日は、第1回の会議ということで全般的な御意見を伺いましたけれども、今後の検討課題と進行につきまして、推進室から御説明させていただきます。

○**松本副室長** 私から御説明申し上げます。ここから読み上げがありますので行ったり来たりするかも分かりませんが、よろしくお願ひします。

席上配付資料の資料9を御覧ください。これが法曹養成制度改革推進室、私が所属しております推進室の検討課題の項目でございます。順次概要について御説明申し上げます。

本日も、各顧問の先生方からの御指摘がございましたが、法曹人口についてどのように考えるのかということが一つの大きな検討課題となっております。

この点につきましては、エビデンスに基づくあるべき法曹人口というものを打ち出していただければと思っております。この点、検討会議の取りまとめにおきましても、そういう点からの調査をするようにという形で指摘を受けております。端的に申し上げますと、法曹養成の検討会議は、3,000人の目標は撤回したのですけれども、ではどうするのかというところは、まさに我々に委ねられているというところで、そういう点からの調査を実施したいと考えております。

実際、この調査を実施するのは来年度を予定しております。なぜすぐにやらないのかというところがございますが、これは将来のあるべき理想の法曹人口という位置付けではなくて、現在の現時点の統計等と具体的なファクターに基づきまして、こういう状況であればこれぐらいの法曹人口が適切ではないかという調査にしたいと思っております。おのずとその結論といいますのは、法曹人口の伸び率の一つの方向性を示すことになりまして、場合によっては毎年の司法試験の合格者数に対しても、これぐらいがいいかもねというような意味合いを含むものになり得るものがございます。

そういう点におきまして、どのようなファクター、事実に基づいた調査をするのか。これは抽象的に言うのは簡単ですけれども、どのようなエビデンスに基づくのかというところを今当室で検討しているところがございます。この点、ある程度の方向性ができました時点で、この顧問会議で御報告したいと思っております。

法曹人口につきましては以上でございます。

続きまして、法科大学院についてでございます。この点は、大きく言いますと三つございます。

一つは、ロースクールに対しての法的措置をどうするのかというところがございます。ただ、この点につきましては、文部科学省におかれまして、中央教育審議会の分科会の下に法科大学院特別部会というものが設けられまして、さらに、その下に三つの組織見直しとか共通到達度確認試験の制度設計に関するワーキングチームであったり、あるいはそれぞれのロースクールに対しての質の向上に関するワーキングチームであったり、それぞれ文部科学省におかれての、これまでも、そして今後進められる行政的な措置等について検討がなされているところがございます。その推移も見た上で最終的な結論を出すというようなタイムスケジュールで考えているところがございます。

そういう意味におきまして、当室といたしましては、仮にこの文部科学省のいろんな取組を経た後、こういう状況、こういう条件に合致するようなロースクールがあればこういう法的措置が考えられるのではないかとこのところを並行して検討を進め、この点につきましても顧問会議で御報告をさせていただきたいと思っております。

これがまず1点目。

2点目といたしましては、人的支援の点でございます。ロースクールには検察官あるいは裁判官が教官として派遣されております。この点につきましても検討会議の場で、その人的支援の見直し、いわゆる解雇について人的支援を切り上げるような方向性での対応も

必要ではないかという、ある意味一定の方向性が示されたところでございます。

では、これまで検察の立場といたしましては、特に明確な基準がなく、連携法の趣旨に従って教員を派遣してきたところでございますが、その検討会議での結論を踏まえまして、どのような基準に基づいて派遣の見直しをするのかというところを鋭意検討しているところでございます。これは派遣の契約等の関係がございませぬ関係で、一定の基準は可能な限り、できれば年内に基準づくりをいたしまして、またこの顧問会議に御説明し、具体的な適用は来年の司法試験の合格を踏まえて、その後の契約等に反映をすることができればというようなタイムスケジュールで考えております。

ロースクールの3点目が共通到達度確認試験でございます。私の冒頭の御説明で若干分かりにくかったかと思いますが、共通到達度確認試験そのものの制度設計はまさに文部科学省が今ワーキングチームで検討されているところでございます。

この点についての当室の検討課題と申しますのは、その制度設計ができた暁に司法試験とどのような連動をさせるのかというようなところを検討するというのが一つテーマとなっております。この点も若干時期が遅くなるかも知れませんが、この方向性等につきまして顧問会議で御説明できればと思っております。

続きまして、司法試験についてでございます。これは検討会議の一つの結論といたしまして、本試験の短答式試験の科目として憲、民、刑に限定する、あるいは受験回数制限を5年3回から5年5回にするという一定の方向性を得ているところでございます。

ただ、選択科目をどうするのか、廃止という意見もございましたが、それと異なる意見もあった中で、そのような結論づけはまさに推進室あるいは顧問会議に委ねられているところでございますので、その点について早急に方向性を決めたいと考えております。

さらに、予備試験につきましても二つの視点がございまして、本試験をそういう意味でいろいろと改変する部分におきましての予備試験に与える影響、例えば本試験から選択科目を廃止する場合に予備試験をどうするのかというような、本試験をいじることによる予備試験への影響の有無のあり方の問題とともに、今日、何名かの顧問の方からも御指摘がございましたが、そもそも予備試験をどうするのか、この辺の検討を委ねられているところでございます。この点につきましても、当室で検討し、顧問会議に諮りたいと思っております。

続きまして、司法修習についてでございますが、まさに先ほどの御質問でお答えしましたとおり、当室におきましても制度的な面と申しますのは、導入的な集合修習あるいは導入的な教育を設ける必要があるのかどうか。あるいはそれに伴って修習期間をどうするのか。このような点につきましても、最高裁あるいは最高裁の下におきます司法修習委員会、あるいは日弁連等とも緊密に連携して検討を進めているところでございます。この点も方向性等を顧問会議に御報告したいと思っております。

続きまして、法曹有資格者の活動領域についてでございます。これは資料5のポンチ絵を御覧ください。「法曹養成制度の検討体制」の図でございます。

右下に、法務省の下に法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会を設けることとなっております。その下に分野別の分科会というものが設けられて、このような取組状況を推進室に御報告し、推進室から顧問会議に進捗状況等々について御説明するというたてつけとなっております。この詳細をまとめましたものが、資料で申し上げますと、設置に関しての資料が資料10、設置紙でございます、本日、有識者懇談会が設置の予定となっております。

更に資料11のポンチ絵を御覧ください。

これが有識者懇談会等の詳細でございます。まず、法務省の下に法務省主催の有識者懇談会というものを設けまして、その下に三つの分科会を設ける予定となっております。

一つは、国・地方自治体・福祉等に関する分科会。

一つは、企業分科会。

一つは、海外展開分科会でございます。

分科会は法務省と日弁連の共催という形で実施したいと考えております。

この分科会は、職域の関係で、こうあるべきだとか、こういうものが理想だというような議論をする場ではなくて、具体的な施行、実践を通じて、その方向性あるいは課題等を検証するという場という形で位置付けております。有識者懇談会あるいは分科会を早急に立ち上げて、まさに実践を行っていきたいと考えております。

例えば左横の欄に、国・地方自治体・福祉等分科会の横に、連携する会議体が2つ設けられております。これは、例えば先ほど山根顧問から法テラスという御指摘がございましたが、法テラスのスタッフ弁護士につきまして、被災地自治体に派遣したり、あるいは伊豆市に研修で派遣するというような取組を昨年度から日弁連と共に協議会を通じて実践してきたところでございます。今後もこのような場を通じて、スタッフ弁護士だけではなくて、一般の弁護士の方々も含めた施行を実践していきたいと考えております。

あるいはこの下の社会復帰プロジェクトと書いておりますのは、最高検の下に専門委員会といたしまして刑事政策専門委員会あるいは知的障害者専門委員会というものがございます。そのメンバー、社会復帰ワーキングチームといったところが主として、知的障害者あるいは高齢者の罪を犯した人たちの社会復帰に対する取組を検討しておりますワーキングチームがございまして、これも昨年度来、日弁連と社会復帰プロジェクトという位置づけで、そのような方々の社会復帰に向けた各種取組を施行しているところでございます。その中で、例えば福祉施設、長崎の南高愛隣会あるいは複数の県の社会福祉協議会にスタッフ弁護士を派遣したりするような取組をしているところでございます。まさにこういうような実践的な取組をこの分科会を通じて今後も継続し、その方向性、課題等を有識者懇談会で諮った上で顧問会議に御報告したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、資料12を御覧ください。こちらが今後の顧問会議の検討予定でございます。

1点、第4回の至る検討の主たるテーマとともに予備日という形で入れさせていただ

ておりますが、誠にお忙しいところ恐縮でございますが、予備日も開催する可能性が高いという状況でございます、日程を押さえておいていただければと思います。場合によっては、第4回と第5回が一つになって予備日の日程になる可能性もございます。これは文部科学省等におけるいろんな取組の進捗状況も踏まえて、顧問会議に諮りたいという趣旨でございます。

最後に、1点、今後のスケジュールといたしまして、当室の置かれているタイムスケジュールの大枠を御説明申し上げます。検討のスパンとして2年間というスパンを頂いておりますが、これは既に取りまとめあるいは閣議決定を経た時点で2年間は既にスタートしております。今日から2年間ということではございません。

そういう状況の中でそれぞれタイムスケジュールを示しておりますが、冒頭、与党関係の御説明でも申し上げましたように、早ければ本年末ぐらいに自民党の司法制度調査会から進捗状況等を問われるというスケジュールとなっております。さらに、今週では公明党のプロジェクトチームから、現時点での取組について説明するというオーダーを受けているところでございます。

当然、もう一定の方向性、もちろん、こちらに委ねられた部分はございますが、一定の方向性を示された上での推進室の立ち上げでございますので、そのようなスケジュール感を持って我々も臨んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

さらに、最高裁との関係で司法修習委員会の連携という形で申し上げましたが、文部科学省におかれましての中央教育審議会の特別部会とも緊密に連携を図っていく必要がございます。この点も私も特別部会のメンバーに副室長という位置付けでなっておりますので、今後とも緊密に連携を図っていければと思っておりますので、よろしく願いします。

私からの御説明は以上でございます。

○大場室長 ただいま推進室から御説明いたしましたように、今後の予定、まずは年内の予定を説明させていただきました。繰り返しになりますけれども、2年以内ということでもありますけれども、できるだけ早く、この問題については解決していかなければいけない課題であると考えておりますので、推進室としてもスピード感を持って検討していきたいと考えております。

この資料12にありますようなスケジュールで今後年内を進めていきたいと考えておりますけれども、座長、よろしいでしょうか。

○納谷座長 どうぞ。

○宮崎顧問 宮崎です。

このスケジュールを見ますと、司法試験についてが次回から2回入っております、司法修習についても2回入っておりますが、やはりより大きい法曹人口については最後に1回しか入っていないのでして、司法試験など各論でスピード感を持って改革するという意味で重要であることは分かっていますが、法曹人口についての議論の場が少なすぎるし遅すぎると考えておりますので、この辺のスケジュールについてはもう一度再考いただけない

いかと考えております。

○松本副室長 ありがとうございます。

検討させてください。ただ、この点は先ほども申し上げましたが、まず推進室からこういう形で法曹人口の調査を考えているという御説明ができないと、この検討会議の議論と基本同じ形になってしまうとっておりますので、我々もその点、鋭意検討を早めまして、かつ、一定の在り方についてはまた御相談させていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○納谷座長 ということで、宮崎顧問、よろしいですか。いずれも顧問会議を動かしながら変わってくると思いますけれども、一応今の時点ではこのスケジュールでさせていただきます。

○宮崎顧問 ただ、私も2年以内に調査をする調査項目を出すのに時間がかかる。そうしますと、司法試験合格者、ともかく受験される方の手続はどっちみちどんどん進んでいくわけですから、やはりできるだけタイムリーな提言であるとか、意見集約ができるようなスケジュールをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○納谷座長 どうぞ。

○吉戒顧問 先ほど法曹人口について来年度の調査というお話だったのですけれども、来年度に調査すると、これを踏まえてまとめる提言は、これも早くて来年度中にまりますから、これが現実に反映するのは再来年になってしまうのです。随分スケジュールがゆっくりした感じになるので、もう少しスピードアップできないのかという思ひがあります。

○納谷座長 どうぞ。

○松本副室長 いろいろ予算的なこともございますが、内閣官房の予算担当者とも適切に相談して、可能な限り早い形でというところを実現できればと思っております。

○納谷座長 法曹人口のことは皆さん関心があるので、できるだけ調査を実施できる方向性でお金を出してもらおうように努力していただきたいと思ひます。いずれにしても、2年間といつても、我々は早めに決めて、それから法案化とかいろいろなことが進むので、もっと短い期間で、顧問会議としては方向性といひますか、結論を出しておかなければならないという立場もあります。そこら辺は全体として課題全部が終われるように努力していきたいと思ひます。また御意見を頂いて、推進室と相談してやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もし差し支えなければ、大場室長、これで閉じたいと思ひますけれども、よろしいですか。

○大場室長 そろそろ終了時刻となりましたので、第1回の本日の会議はこれで終了したいと思っております。

次回の予定について推進室からお知らせいたします。

○松本副室長 次回は10月10日、木曜日、午後3時から5時まで、本日と同じこの部屋で開催をいたします。主たるテーマは司法試験についてと司法修習についてを予定して

おります。詳細につきましては追って御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

○大場室長 それでは、閉会いたします。本日はありがとうございました。

○納谷座長 どうもありがとうございました。